

< 『更正通知書』 使送時の緊迫の現場 >

重要箇所抜粋 応答録取テープ起こし

(前略)

大 あのこれ署名してくれってことですよね？

税Ⅱ そうです。

大 (中略)僕がさっき統括官に言ったように、社長が「修正申告がしたい」と重ねて言っている中で、修正申告を今日最終確認して出すと言って提出したわけですよ。で、統括官に連絡した中で「提出しましたので一回それを見てからご案内いただきたい」という、こういうつもりで話をしたときに、それを見もしない状態で今持ってくると言ったときにね、「申告・納税制度のことも否定するということになるがいいか」ということも言いましたから。

(中略)

税Ⅱ 中身を見ていたら日が暮れてしまうので。今日はお届けしたので、お届けした内容について確認していただければと。

(中略)

A 逆に言ったら、あの、先生たちはプロの方たちなので、僕の単純な疑問をお伺いしたいんですけども、これの中身を僕が今受理したってことのサインですか？これは。

税 あの、簡単に言うと郵便配達印みたいなものです。間違いなくこれを受け取っていただいたという記録です。

A ってことは、全部確認しないとサインしちゃダメってことですよね？

税 サインを拒否することも可能です。

(中略)

A 今、受け取ってサインしてくださいって、気軽に言いますけど「受け取って払ってください」って言っているんですよね。

(中略)

大 これがね、出してないって、出して頑張ろうとしているんだけど、出してないけど未遂なのさ。場合によっては。職権濫用しようとしたんだけど、未遂になるんだけどこれを有効だって言って、納付書をつけて課税行為をこれで有効にしていく・徴税行為を有効にしていくっていうことになれば、立派に職権濫用罪のところ適応になるよって。

(中略)

A あのですね、今ぼくらが大箸さんに頼んだ修正案というのがあるんですけど、それ

に対して目は通されているんですか？

税Ⅱ 出てきたっていうところは確認しているんですけど、私たちは出てきたって事実し
かわかっていなくて、中身のほうはうちの職員のほうが見ているってかたちです
ね。

(中略)

A あのひとつ、国民の一意見として質問させて頂いていいですか？

税 いやあとは審判の場で話してください。

A いや違う。そこを拒否するのもそもそもぼくの意見を言えないということでもいいで
しょうか？

税 いやだから審判の場で。

A だから、今まだこれに受け取りのサインをする前に伺いたいんですけど、って話
で。例えばですけど国の方が「この数字で！」って持ってきたら、僕らには、反論
というか「僕らの意思はこうなんですけど」って言わせていただく時間はないんで
しょうか？

税 それは不服審判所で。お話をください。

大 それは出て受理した後でしょ？今日は再三もともと修正申告を出すって言っていた
じゃないですか。

税 謝罪が無きゃ更正っていう話で。

大 「謝罪が無きゃ更正ってことまで考えてもらわなきゃ困りますよ」って言ったけ
ど、社長は再三、これは前回の打ち合わせでもいいましたけど、6/21の打ち合わせ
の時にも言ってありますので、そこはちゃんと聞いていて上に伝えたと思いますけ
ど、修正申告を前提として検討した結果の資料をお渡ししてね。

税 それも聞きましたけど、それも主張してください先生。主張してください。

(中略)

A 僕は税務調査っていうのは初めてです。で、その調査の内容に対して納税者が疑問
に思ったことは聞いてもいいんですよ？

税 それは当然そうです。ここまできて通知まで持ってきているので。

(中略)

A これまで専門的なことは皆さんでやり合っているのかなっていうのはわかるし、で
も僕は納税者として一つ聞きたいことがあるっていうのを、答えていただけません
かっていうのをまず大前提ですね。いいですか？

税 そこはもう審判で。

A だから受け付けてもらえませんかってことなんですか？

税 審判に話してください。

A 審判じゃなくて、税務調査に来た人に言ってもダメってことですか？市民が。

税 審判に聞いてください。

A いやだから、僕が、市民が、受け取る前に聞いても取り合ってもらえないってことでよろしいですか？

税 調査結果の説明は先生にしていますので。

A いやだから、先生に説明していますので、って一点張りで、僕が今日「まだ聞きたいことがあるんですけど」って言っても、そこは認めてもらえないし、国ってというのは僕らにたいして、「税理士さんが言っていますから全てです」ってことでいいんですか？

税 はい。それでもう。その認識でいいと思います。もう先生と今日お話を終えている状態で持ってきていますので。

大 これだから、中身おかしいですよって言っているんですよ。今日も中身がおかしいって言っているんだけど、調査結果の説明の最中から更正を打つよって先に決めてね。僕聞いたことないですよ、実は。調査結果の説明の時にこれをうけて社長が修正をされるのか、修正に不服であるならば更正をするのかっていう事務手続きになっているんですよ。でもただ、かなりね“謝罪をしなければ”っていうことは当然言っているんだけど、それは僕の言葉として言っているのであって、ただ社長は修正申告をしたいよってことをずっと言っているってことで、最後社長の意思確認をしたときに、社長は修正申告出しますというふうに言われて、修正申告を出したと。出だしたのが届いたというのも確認をしているにも関わらず、それを見ずに、そうじゃない元の申告との間で独善てきにつくった数字のものを課税権の行使としてもってきたと。

A そうです。だから僕からするとこれは「これはお前が払うものだぞ。早くサインしろよ。」って言われている感じがすごく怖いんですよ。だから今サイン躊躇っている。

税 あ、いいですよ、それなら。拒否しても。

(中略)

税 はい。まあ強制じゃないので、受け取ったら署名をお願いしますよっていう立ち位置なので。

A で、逆にしなかったらどうなるんですか？

税 いや、そのまま持って帰りますよ。はい。

A 持って帰ってどうなるんですか？

税 これを持って帰ります。

A だから、これを持って帰って、じゃあこれも受け取れないじゃないですか。

税 いや、これは置いていきます。

A だって僕これ受け取ったら、強制的に言われるんじゃないかなとか、すごい素人ながらにいろいろ考えるわけじゃないですか。で、わかんないじゃないですか。(中略)もうそういう説明しか僕にはしてくれないわけですか？

税 今日はそれで終了して、これを持ってきているという立ち位置です。

A それで終了したんですか本当に？先生との話し合いで

税 そうですよ。調査結果の説明をしているので。

(中略)

税 拒否するってことですか？

A 拒否するとかそういうことを言っているんじゃないくて、数字を見たか見ないかって僕は聞いているんです。

税 今日届けにきたんです。

A いやだから、質問が違う。この数字を僕らが一生懸命ね色々な資料集めて税務署さんには本当のこと言いたいんだって言って集めた資料を僕は大箸さんをお願いして、僕の時間も割いて、調査には大協力して、これですよね大箸さんっていったものに対して、今日見てもらっているんですかって聞いています。(僕の話)聞いています？

(中略)

税 不服審判所であとは話してください。

A あとはじゃないくて、今途中経過で見てもらったんですかって聞いているんです。

(中略)

税 審判に言って下さい。噛み合いません。

A いやいや・・・

大 見ていたか見てないかって。

A 「見ていた」か「見ていない」か。2択にして下さい。

税 そういう回答です。

A 見ましたか？

税 そういう回答です。

(中略)

A おかしいですよって。

税 だからおかしいって事でそれは、それは受けます。はい。はい。はい。はい。

(中略)

A ○○さんは、まあそういう風に言いますが、逆に●●さん最初から居てくれました。ね、この見解をずっと見ています。(中略)ね、●●さん。大箸先生の数字見ましたか。

税Ⅱ 同じ答えですね。

A とういのは。

税Ⅱ それも審判所でお話ししますね。

A だからそれがそもそも税務調査なんですよ。

税Ⅱ 税務調査として・・・ここに調査があつて来ています。

A いやいや違う、違う。あの、審判所をお願いして下さいっていうのが税務署の仕事な

んですよ。この資料を持ってきて。

税 はい。

(中略)

A 読まないで僕にねこんな恐怖心を与えてサインしろ、あとは審判所で宜しくなんてそんな税務署の調査なんですか、税務署の方は。皆さん税務署にいた方ですよ？こんな税務署のやり方ですか？

税 それで来ています。

A いんですね？

大 過去に僕は28年間税務署にいました、成田先生もっと長いこといましたが、そんなことをやったことはないです。

(後略)